

十九世紀ベトナム家譜に見る風水思想

——ハノイ近郊青威県周舎村段族の『段族譜』を中心に——

趙 浩 衍

はじめに

東アジアでは、現在でも風水という「伝統」的な地理認識・思想が社会の中で一定の影響力を持っている。このような状況は、漢文化の影響を多く受けたベトナムにおいても例外ではないが、日本の人類学・民俗学・地理学における東アジア諸国の風水に関する研究の主な対象は日本（と沖縄）・朝鮮半島・中国（と台湾）であり、ベトナムは必ずしも注目されてこなかった。戦前に松本信広がベトナムの傘圓山に代表される山川崇拜について言及し、また「陰墳」「名勝」の項目を含む『公余捷記』（武芳提作）という説話集を紹介したことはあるが「松本一九六八…一三五、一五〇」、概説書や専門書においてベトナムの風水について論じた書物は皆無と言っても過言ではない状況である。⁽¹⁾

本格的なベトナム風水の研究としては、ベトナム中近世史研究者である桃木至朗の一連の研究が挙げられる「桃木一九九八、二〇一一」[Momoki 2010]。桃木によれば、近世ベトナムの風水記事は、編年体史書『大越史記全書』だけではなく、十八〜十九世紀の類書・小説・随筆等の史料にも多く見られ、特に後者には「北人（北客）」と呼ばれ

る中国人たちが風水師として登場している。また風水書も十八世紀以降、主に十九世紀末から二十世紀前期にかけて集中的に現れる。これらの風水書も唐の高駢や明の黄福に仮託したものが多く、黎朝初期の地名(例えば「地理高駢臺」(漢喃研究院A419)の「処」という行政単位。しかし唐代や属明期以前に消失した地名は見いだせない)が使われていることから、少なくとも十五世紀にその原型があったとされている[桃木一九九八…一一三]。

またベトナムの風水書には、全国・県・村落のそれぞれのレベルの風水を対象とする三種類の書物が多く存在するという特徴がある。全国版の存在から考えれば、特に風水書によく現れる中国人の安南風水への挑戦と失敗の話は、知識人を通じて北部ベトナムの村落社会に広がった可能性が高く、ベトナム人が風水を通じて「安南国」のジオボディ(Geo-Body)⁽²⁾を認識した点において、ナショナルな性格を持つているといえる。逆にローカルな観点からいえば、村落別・県別の書物が無数に書かれた理由は、すべての地域情報を手に入れることが困難であった当時の状況があり、ひとまず自分の地方を称揚しようとしたからであると考えられている。その現象が、村落・県ごとに競争的に起きたと理解される[桃木一九九八…一一八～一二〇]。

村落社会に風水思想を普及させたのは主に知識人であり、彼らはまた村落の有力層でもあった。嶋尾稔は、村落知識人の役割には医(医学)・儒(儒学)・理(風水)・数(星占)があったと指摘し、十八～十九世紀に彼らが編纂・流布した家礼書の中に改葬の規定と「相地先生」という風水師が登場することを論じている[嶋尾二〇〇一…一一六、二〇〇七…一三二～一三五]。また末成道男は、傑出した祖先が現れた原因を説明するために、ベトナム家譜⁽³⁾には風水の挿話がよく登場すると主張している[末成一九九五…二一～二二]。家礼と家譜の作成を担当したのは、儒学者であ

り、その目的もまた祖先を顕揚しその恩徳を得ることであったと考えられ、そこにおける風水の記述には一定の社会・政治的意味があったことは間違いない。そのため家札・家譜に残る風水の記述内容は、風水書を当時の村落知識人たちがどのように受け入れたかを窺わせる史料となりうる。

しかしベトナム学界における風水の研究は、風水理論や風水書の書誌学的な分析が行われているものの「チン・グエン二〇二〇」、膨大な量を誇る家譜については史料利用のための体系的な整理作業すら進んでいない状況である[Phan Thi Thuỷ Vinh 2019]⁽⁴⁾。一方、上田新也の研究に代表されるように「上田二〇一九・六章・九章」、日本のベトナム史学界において家譜を用いた研究は多いが、風水との関係についてはなお研究の余地が大いにある。その背景には、主な研究対象になってきた名族の家譜は風水思想に依存して宗族を顕揚する必要性が少なかったという史料的人格と、従来の研究が、黎朝・鄭王府の政治構造分析や、村落の支配体制・秩序、村落と国家の関係における宗族の役割に関する分析等を主なテーマとしてきたという状況があると考えられる。したがって、ベトナム家譜における風水思想を分析する本研究は、近世ベトナム史における家譜研究の幅を広げるといふ方法的論な新規性を持つだけでなく、風水の社会的役割を明らかにするという点において、近世東アジアの風水研究と社会史研究の双方に新たな視角を提供するものとなるだろう。

本稿の目的は、家譜の風水思想に注目して、宗族の来歴と風水思想がどのように関係を持ち、知識人が自分の宗族をどのように称揚しているのかを明らかにすることにある。地簿（土地台帳）や文集をはじめとした家譜以外の関連資料も多く、また家譜における風水記述が豊富であることから、本稿では特に段族というゾンホ（*Tông họ*、ベトナム

ムの父系親族集団。規模や特徴において中国の宗族と異なる部分も多い。註(3)も参考)に注目して分析する。具体的には、まず第一章では段族の来歴を『段族譜』の内容に沿って検討する。そして第二章では『段族譜』の中にある風水に関する記述に注目し、近世ベトナム社会における風水思想の特徴と、その背景にあるベトナム社会との関係を明らかにする。

第一章 『段族譜』と段族

第一節 段仲暄と『段族譜』

本稿が注目する『段族譜』(ベトナム国家図書館 R951.92)とは、ハノイの西南十キロにある青威県右青威社周舎村⁽⁵⁾の段族十代孫段仲暄が作成した家譜を指す。仲暄は、明命十二年(一八三二)に挙人として合格した人物である。家譜によれば、嘉隆七年(一八〇八)に長男として生まれた彼は、郷試合格後、明命十九年(一八三八)に興仁県知県、紹治元年(一八四二)に礼部主事を歴任し、翌年から病気を理由に休職している。嗣徳二十年(一八六七)に北寧省督学として復帰するまでの二十五年間は、私塾を運営しながら生計を立てていた。そのためか、彼の文集『応溪文選』(段展編、一九〇五)(漢喃研究院 A283)には、『詩経』や『易経』などの古典を解説した文章などが収録されている。

仲暄は、郷試に合格した翌年の明命十三年(一八三二)に最初の『段族譜』の編纂を行っており、その「序文」では「私は祖先の恩徳によってもったいなくも科擧に合格したため、「祖先の」往事を考証して将来(の子孫)に示すの

が、私の責務ではないと言い逃れることはできない⁽⁶⁾という認識を示した。また一八四二年には、段族の祠堂も新たに建設される。この作業は仲暄の父親である仲噲によって行われたものであるが、その財源には仲暄の俸禄が充てられており、不足分も仲暄からの借金で賄われていた。族譜と祠堂は、族田と共に宗族を構成する三要素であり、族的結合を精神的・物質的に強めるための道具とされる。『段族譜』には族田という表現はないが、周舎村において段族は一つの「甲」⁽⁷⁾を為しており、多くの族人がそこに財産を寄進していることから、少なくとも段族の甲が持つ財産は族田の類であると推測される。そのため、祠堂・族譜・族田は仲暄の世代に整えられたと言うことができる。すなわち仲暄は、儒教官僚・村落知識人であり、祠堂の建設と家譜の編纂を通してゾンホの結束を図った人物であったと評価できる。

『段族譜』には二種類の写本が存在し、仲暄が一八三二年に書いたものを明命十六年（一八三五）に写したものと（『段族譜』縦二九センチメートル・横一七センチメートル、八五葉、半葉八行）、嗣徳十一年（一八五八）に再編纂したものがある（東稠段族譜『縦二九センチメートル・横一七センチメートル、七九葉、半葉八行』。以下、それぞれ『明命本』と『嗣徳本』と表記するが、『明命本』には追記や修正などの書き込みが多くあり、『嗣徳本』はその書き込みが反映された内容になっている。このことから、『明命本』の追記・修正を検討することで、『嗣徳本』に到るまでの編集過程をある程度明らかにすることができる。

例えば、元々の『明命本』には始祖から九代祖までが書かれていたが、一八四三年以降に十代祖と十一代祖が加筆されたと考えられる。その根拠として、字体の変化が挙げられる。『明命本』の三六葉を境に、先祖の呼称が「公」

[表1] 『明命本』の字体・呼称の変化

『段族譜』(明命本)		能の字体	公/翁
武文理「序」(一八四五)		—	—
段仲暄「序」(一八三五)		能	公
「凡例」		能	公
「世次図」		能	—
本文	一四葉～二五葉	能	公
	二六葉～三二葉	能	翁
	三三葉～三五葉	能	公
	三六葉～六九葉	能能	翁
「合祀礼引」(七十葉)		能	公
附録(一八四二)		—	公

から「翁」に変わり、他にも「能」が「能」や「能」へと字体が変わるといふ変化が確認できる。この字体の変化から、三六葉前後の部分は編纂時期が異なっていると考えられる。

同様の変化は、九代祖の仲秀(仲暄の祖父)という族人の行状にも見ることができる。まず、二六葉bにある仲秀の墳墓を説明する箇所では「能」ではなく「能」の字体が用いられている。次に、三二葉bの早没した仲秀の三男と四男について書かれている箇所では、「翁第三男仲仕翁」のように「翁」の呼称が使われているが、三三葉bでは「公季男仲諧公」のように「公」の呼称が再び使

われている。以上の点から、二六葉bから三二葉bまでの墳墓・風水の記述は何らかの編集が加えられたものであると言うことができる。十代祖の仲暄の生没年代が一七八八～一八四二年であり、彼の墳墓の改葬は一八四三年に行われた。仲暄の行状に上記のような字体の変化が見られる点から、同様の変化が現れる十～十一代祖の記述と仲秀の行状の一部が一八四三年以降に修正加筆されたことが分かる。

以上を含め『明命本』の字体・呼称の変化をあらわした表が「表1」である。以下では、仲暄が描いた段族の来

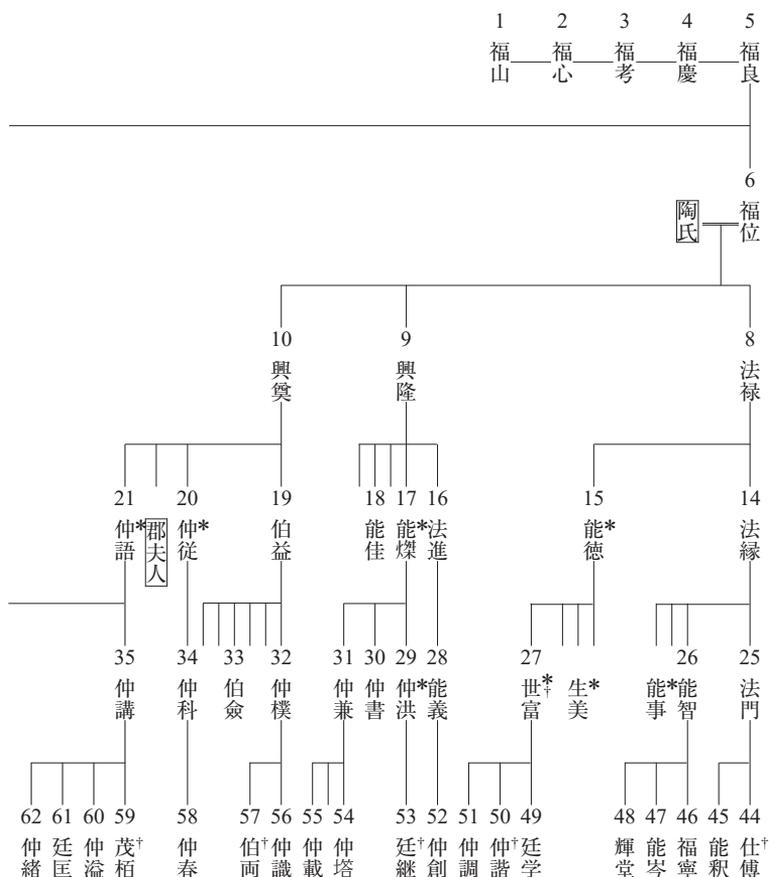
歴を四時期に区分して説明したい。族人の名前や官職の後の丸数字は、「図1」の数字に対応するものである。なお、本稿で家譜と言う場合は基本的に『明命本』を指し、『嗣徳本』を引用する際は『嗣徳本』と明記する。

第二節 『段族譜』が示す段族の来歴

(一) 十七世紀——武功を通じた立身と蔭叙・封贈

段族の始祖①から四代祖④までの情報は未詳であり、四代祖までは主に農業に携わっていた。段族のうち、最初に立身した人は五代祖の福良⑤である。家譜によれば、彼は軍に従軍して功績をあげ、最終的には「都指揮僉事」になったという。この福良の具体的な生没年代は分らないが、彼の曾孫にあたる八代祖の美良容郡夫人の生没年代が一七〇八～一七五七年であることから、福良は十七世紀初頭に生まれたと推測できる⁽⁸⁾。十七世紀中葉は、北部の安南国（黎鄭政權）と中部の阮氏広南国が激しく対立していた時期であり、福良はこの紛争で功績を立てたのではないかと推察される。

六代祖福位⑥の場合は、父の余蔭のおかげで「官員子」になったとある。七代祖の興奠⑩と福正⑬は、それぞれ「茂林郎少卿」と「都總兵使」を贈られているが、両方とも封贈によるものと書かれている。しかし彼らの世代の時、段族が村落有力層になったことを裏付ける資料がないため、ここでは家譜の認識として受け止めたい。碑文などの他の史料で村落有力層としての段族が確認できるのは、十八世紀中葉の八代祖からである。



出典：『段族譜』（ベトナム国家図書館 R.952）、『東稠段族譜』（ベトナム国家図書館 R.951）、
 『嘉隆四年青威県右青威社地簿』（第一国家公文書館 Q.5096）、*Tổng tập thác bản văn khố Hán Nôm*（『越南漢喃銘文拓片總集』以下『拓本集』）碑文（整理番号：2125～2141）

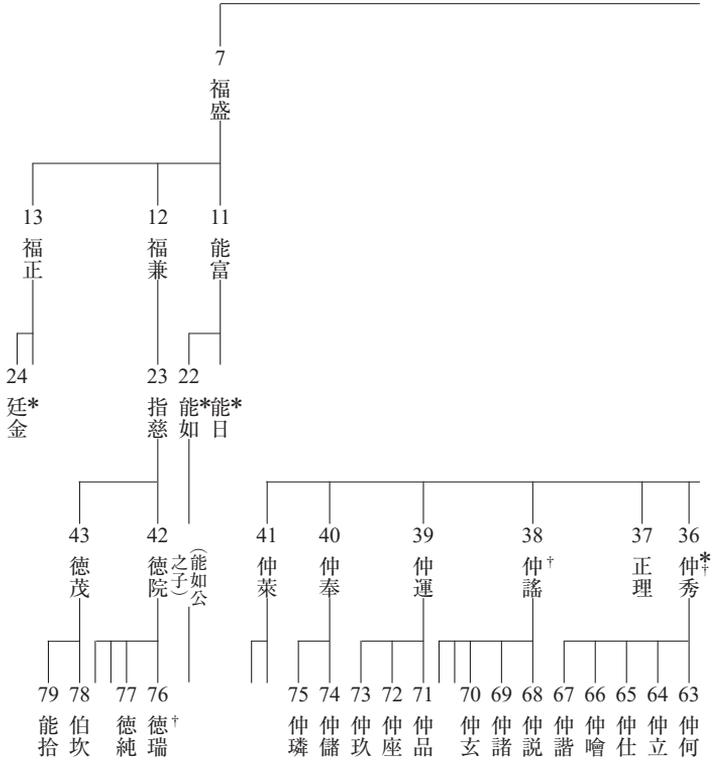
〔凡例〕

- ・『段族譜』『世次図』と本文を中心に、出典の資料を参照して筆者作成、11代目以下は省略。
- ・名前の上の番号は、『段族譜』の本文における人物の記載順（本稿の文中では丸数字で表記）。
- ・四角囲みの人名は、行状が立っていないが、本稿で論じた人物。
- ・*は、18世紀の碑文に社長・官員として名前が列举される人物。
- ・†は、阮朝地簿に土地の所有者として名前が列举される人物。
- ・37・65・67の人物は仲秀強に附録。

[図1] 段族の家系図

十九世紀ベトナム家譜に見る風水思想

趙浩衍



(二) 十八世紀前半——鄭王府の命婦・宦官と買官

まず、八代祖の美良容郡夫人は鄭王府に入侍した人物であり、『官制典例』（漢喃研究院⁵⁵⁶）によれば、「郡夫人」は鄭王府の命婦（宮女）において上位三番目に位置する地位の女官である。彼女は故郷に戻った後、各地に様々な寄進を行ったとされ、それらの村落に彼女を祀る碑文が残されていたと家譜は述べている（今は確認できない）。また子供がいなかった彼女は、自分の兄弟や甥を後継ぎにして財産も相続させている。

またこの時期では、宦官という身分での活躍も家譜に記されている。廷金²⁴は鄭王府で宦官として活躍した人である。家譜には彼が「侍内監」を与えられていると書かれているが、これは現存している下記の碑文でも確認できる。黎鄭政権下において宦官は軍事や徴税などの領域で重要な位置を占めていた「上田二〇一九・九三二。景興二十四年（一七六三）と四十一年（一七八〇）の碑文（『拓本集』整理番号「ト・ニ・モ」）には、自分の両親と内外の祖父、そして兄弟のために、田一畝六高・使錢一五〇貫と田八高・古錢一四〇貫などを寺院に寄進していることが記されており、彼も相当な経済力を持っていたことがわかる。¹⁰

また、上記のような経済基盤との関係はまだまだ不明確であるが、同時期の族人は主に買官を行っている。例えば、知事¹⁷・県丞¹⁹・該合²⁰の類のものには、¹⁰行状の最後に「お金を払い官位を買った¹¹」という文言が記されている。当時の碑文に、彼らの名前が社長（行政村である「社」の長、郷職層）や官員等として挙がっているため、彼らが村落有力層であったことは事実である。一七三八年、黎鄭政権は財政不足を解消するために売官を拡大しており「유인선¹²二〇一八・二〇〇」¹¹、このような時代的な背景からも買官を通じた社会的地位上昇という段氏の出世戦略を見て取るこ

とができる。

(三) 十八世紀後半——学業への関心

十八世紀後半の八代祖世代以後にも、知事³³や該合³⁵³⁸³⁹の官職を買う買官行為や、宦官³⁷が重要な役割を果たしていたという点は十八世紀前半と同様であったが、これに加えて学業への関心が高まったことは重要な変化である。この変化は、秀林局³²と生徒³⁶の登場からも明らかである。秀林局の儒生は読書能力がある官員の息子から充てられるものであり、「生徒」は郷試(三場)の合格者を意味する⁽¹²⁾。しかし十三歳に生徒になった仲秀はそれには満足できず、「この時に黎朝の鄭王府は、ちょうど宦官を信任していたため、州里にこの道で立身出世するものが多く、そこで自ら去勢することを謀って、それで選拔され任用されることを求めた⁽¹³⁾」という。この時弟³⁷が、自分が代わりに去勢すると説得することで、仲秀はゾンホ唯一の生徒であった自分の立場を悟ったと記されている。

その後、仲秀は息子や甥に学問に精励することを命令した。また彼らに「我が一庶民の家が、この世界から恩恵を受けて、「その恩沢は」既に大きい、願うことは詩書をよく学ぼうということだけである。お前たちが精一杯読書にいそしむのならば、すべての財産を食いつぶしても、私にとつて何も惜しいことはないだろう⁽¹⁴⁾」と家訓を遺している。そのため、家譜は段族における学業への関心が仲秀から始まったと認識している。

(四) 十九世紀初頭——阮朝の成立と学業の道

王朝交代(黎—西山—阮朝)が相次いだ十八世紀末期の混乱の中、段族が深刻な被害を受けた形跡は見られない。むしろ黎朝に引き続き、西山朝において官職を得た族人もいた⁽¹⁵⁾。彼は高い地位を手に入れたらしく、正室以外に妾

二人を娶っており、息子は「鎮守」（都指揮使の代わりに設けられた鄭王府の職）の娘と婚姻関係を結んでいる。また、仲秀の甥である茂栢⁵⁹も、西山朝において「課生」になっていた。⁽¹⁶⁾

さらに、土地所有という点から見ても段族の基盤は失われていなかった。嘉隆四年（一八〇五）『青威県右青威社地簿』（第一国家公文書館Q5096）によれば、周舍村の私田の面積は二二〇畝二高八尺（約四三・三ヘクタール、私田以外の公田・公土は、約一二畝）であり、その内『段族譜』にその名前が記載されている族人が所有する土地面積は全部で二四畝一高五尺九寸（約九ヘクタール）であった⁽²⁰¹⁹⁾。これは最小値であり、家譜では名前が確認できない段氏女性や名前から段族と推定される人物を全部含めると、最大値は四七畝七高一四尺四寸（一七・二ヘクタール、2019）になる。これは最小値であっても周舍村の有力層と思われる他のゾンホより高い数値である。⁽¹⁷⁾

ところが家譜は、茂栢の死から家勢が大きく傾いたと認識する。茂栢は少なくとも嘉隆年間に死亡したと思われるが、嘉隆後半から明命前半にかけて段族の多くの人間が相次ぎ死亡している。その具体的な原因は分からないが、八代祖廷金が建立した「祠堂」も明命初年（一八二〇年ごろ）村民の要求によって移され機能が停止してしまうほどに家勢が傾いていた。このように傾いた家勢を立て直す責務を負ったのが仲暄であり、一八四二年に完成した祠堂はその代わりに建設したものであったと思われる。

以上のように十七世紀から十九世紀初頭までの段族の来歴を要約すると、段族は十七世紀の紛争の時代に武人として立身した祖先が現れ、十八世紀には鄭王府との関係を中心に蓄財し、買官などの手段を通じて村落社会の支配層として振る舞うに至った。また十八世紀後半には一応生徒を輩出し始める。おりしも発生した黎鄭政権の崩壊と

阮朝の成立は従来の出世ルートの崩壊を意味し、段族に新しい出世戦略の樹立を要求した。それは科挙官僚になる挙業の道だった。

第二章 『段族譜』における風水思想

『段族譜』が顕揚する段族の来歴は、十八世紀の碑文・十九世紀初頭の地簿などの他の史料に依り裏付けられる。ただ、それはあくまでも北部ベトナムの一村落における社会的地位であったと考えられる。功臣の家譜によく添付されている勅令(任命状)や開耕氏族の開村伝承を記した文書を持っていない以上、他のゾンホとの差別化を図ることは困難であったろう。そして公的な材料が足りないからこそ、風水思想を用いて族内の結合を図ったと思われる。例えば、段族は乙未年(一八三五)始祖を含む祖先の墓誌を整備し、また後述する六代祖妣の陶氏と風水師に対する祭祀を「甲例」として定めた。この情報は『明命本』の一五葉 a と一七葉 b に追記され、後の『嗣徳本』に反映された。甲例の条文もまた『明命本』「合祀礼引」(七一葉 a)に書き込まれた。したがって風水記述と族結合の作業が関連していたことが分かる。

そのため『明命本』で風水挿話は、(i)陶氏(六代祖福位の妻)、(ii)仲喲の両親(九代祖、仲秀)墳墓の改葬、(iii)仲暄の父親(十代祖、仲喲)墳墓の改葬で合わせて三回登場し、風水理論の説明と風水図も加えている。「本文」(五五葉)に占める割合からみても、(i)一六葉 a ～一七葉 b (二葉)、(ii)一六葉 b ～三二葉 b と四三葉 a ～四四葉 b (七十二葉)、(iii)五四葉 a ～六七葉 b (一二葉)で合計二五葉に至り、ほぼ半分に達する。『嗣徳本』では挿話(iii)が削除される

一方、挿話(i)に字句の異同が見られ、(ii)には新しい内容が追加されている。その結果、『嗣徳本』の風水記述は(i)一六葉b(一七葉b(二葉半)、(ii)二六葉b(三二葉bと四三葉b(四六葉a(六葉半+三葉)の合計一葉であり、その分量は「本文」五四葉の約二割を占める。挿話(iii)が削除された理由はわからないが、仲暄を基準とする外族を含む目録も『嗣徳本』には収録されていない。恐らく家譜に入れるには、あまりにも仲暄個人に属する記録と判断されたからではないだろうか。以下、それぞれの挿話の内容に沿って、『段族譜』における風水記述、さらにベトナム風水の特徴について考察する。

第一節 風水の普及と知識人の役割

挿話(i)は、六代祖福位⑥の妻、陶氏が「北国」の風水師を助けたことから始まる。

ある日の風が吹き雨降る夕方に、北国の風水師はわが村の〔鏡〕江(Song Ngu)の岸を過ぎて、投宿しようとしたが泊まれる場所「館舎」がなかった。「風水師が」躊躇っている時、ちょうど陶氏と出会い、彼女は「風水師に」自分の家に泊まることを願い、ご飯をごちそうすることも丁寧であった。翌日去るとき、「風水師が」お金を払って報いようとすると、陶氏は遠慮して受け取らなかつた。先生が言うには、「私は北から来ました。本来風水は人のための計策ではないが、今見ると貴方は善人でありませう。貴方は福地を得るべきで、私が良い墳墓の地「吉兆」を探してお礼させてください」と。⁽¹⁸⁾

ここの「吉兆」は『明命本』では「生墳一穴」⁽¹⁹⁾となっている。十八〜十九世紀の家譜や小説などで風水師として「北

人」がしばしば登場し、多くの風水書が高駢や黄福に仮託していたことはすでに述べたが、挿話(i)でも「北国」の風水師が現れていることが分かる。また挿話(ii)では「高王黄福遺単」という書物に言及しているが、⁽²⁰⁾ここで「高王」は高駢を意味し、例えば『高駢遺彙集』(漢喃研究院A2898)とごう風水書が「高駢原作、黄福補訂」とされているのと「桃木一九九八」、同じ現象であると考えられる。

しかし、十九世紀初頭の挿話(ii)には重要な変化が起きている。即ち、ベトナム人風水師の登場である。

翁(仲秀)の墳の〔吉地への〕改葬は、〔譚〕孺人の墳墓の改葬と同じ日であった。……仲膾は元々風水を学んでいなかったが、その龍脈の姿と風・気の聚散をよく知っていた。(仲秀)翁の墳の土の丘は、もともと家田の近くにあった。苦勞して耕して、少し休んでいた時、その地形が良いと思い、いつの間にか氣力が集中していた。またこの香火田(祖先祭祀のための土地)の、地勢もまた高くてよかつたため日頃から留意していた。この時に至って風水師に頼んだが、(彼は)本社大慈中村の人の「故黎随号」の陳先生で、すぐにその場所を指して踏査した。⁽²¹⁾

挿話(ii)で仲膾は、風水を学んでいなかったがそのあらましを知り、自分が偶然見つけた土地に対する判断を隣村のベトナム人風水師に任せている。この陳先生の肩書である「随号」については分らないが、後に「校生」の肩書を持つ陳先生の弟が登場し、兄の説明を聞いて自分の意見を述べている。⁽²²⁾例えば『陳家世譜』(漢喃研究院A2895)は、曾祖の陳丕頭の行状では「本府校生」と書きながらも、「本族登科世次」では「生徒」であると書いてある。『段族譜』では「府生」を仲秀の呼称(府生翁)として使っていたために、陳先生の弟を「校生」と呼んでいたのではない

か。そう理解すれば、少なくとも郷試合格者の陳先生の弟も風水理論を聞いて理解していたことが分かる。

さらに、挿話(ii)には、風水師を意味する「地師」以外に、「卜者」というものも登場する⁽²³⁾。即ち位置の「穴」を決める「地師」と方位の「向」を決める「卜者」が別になっていることになる。風水の方法論には地勢を重視する形法と陰陽五行説に基づく理法があり、ベトナム風水は形法と理法をバランスよく採用していると言われる⁽²⁴⁾。〇五・三六〇。もちろんこの史料だけでは「地師」と「卜者」がそれぞれ職業として成立していたのかは分からないが、少なくとも各判断の工程が分離し得るほど、風水は専門的になっていたと考えられる。そもそも家譜における風水記述と風水図は仲暄が風水に精通していた証拠になるが、挿話(ii)の最後の部分に「私「暄」が自ら占つてこの地を選び、多くの風水書「地書」を詳細に調べ、多くの風水師「地師」に判断を仰いだ⁽²⁴⁾」と書いており、彼も風水師や風水師からそのような知識を得ていたことが分かる。

最後に『明命本』から『嗣徳本』への重要な変化に注目したい。『明命本』の挿話(ii)の最後に仲暄は『吾郷風水原有遺単』(以下『遺単』)を引いて仲秀の墳墓を評価している。ところが、『嗣徳本』では『遺単』が『陳朝天應政和鈴記』に変わっている。これは『大越史記全書』『陳紀』の天応政平十七年六月条の「遺風水者、遍觀天下山川……」という記事に対応させて後世に創作された書物なのだろう。周舎村の風水説明をベトナム全国の歴史に位置づけようと試みたものではないかと推測される。また『明命本』の挿話(ii)と(ii)の最後には「今全図を揃え、まず附録をもつて参考のために備えた云々」などのように書かれており、その風水図を見ると、⁽²⁵⁾ 気の流れ(図の点線)と方位が記されている(三二葉aと六六葉b)「図2」。仲暄が風水を通じて村の空間を理解していることが分かるが、これらは村

落・県レベルのジオボディを認識していく過程でもあったことが分かる。⁽²⁶⁾

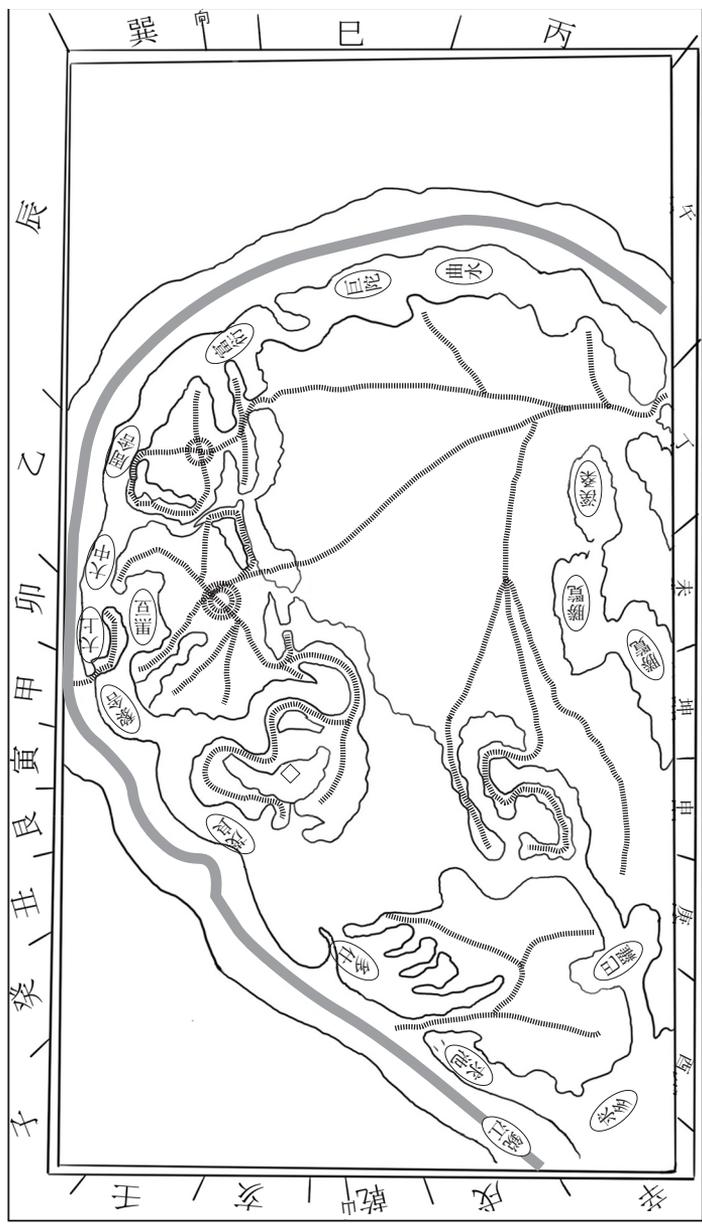
要するに、北人に代表される風水伝承から始まった風水記述は、近世ベトナム村落社会において一般に見られるようになる。専門化していた「地師」と「卜者」の存在や様々なレベルにおける風水書の普及が、その証拠である。そして村落知識人は山川で表現する風水を通じて自分の村落を含む周囲の空間を認識していた。

第二節 段族の来歴と風水思想

前章で確認したように、段族は十八世紀になってから村落有力層になったと考えられる。ただ、それは鄭王府で働く宮女や宦官の蓄財による買官の結果であった。次に段族が本格的に儒教官僚の道を歩いたのは、十九世紀の中葉、仲暄の時からであった。そして、挿話(i)と(ii)は各時期の成功談と繋がっている。まず、挿話(i)を取り上げたい。陶氏の人柄に感動した風水師は「穴」を探すために村落の野原を踏査した。

数日後、「風水師」先生が野原から帰ってきて、陶氏「婆」に言うには、「いまこの村の地面から二つの穴を選び出しました。一つはまさに『文科で高い地位』『文貴』になれるものであり、「他の」一つは『家族が繁栄し財産が富裕』『丁財』になり、また『高い地位』を帯びるものでありますが、ただそれは『科挙合格』『文格』のことではありません。あなたの選択に任せますから、穴を選ぶ『定針』ようお願いします」と。陶氏が答えて言うには、「田舎の村の婦人にどうして高い願望があるでしょう。私の願うことは『丁財』のみです。ただ先生が憐れだと思いでしたら、老妾わたくしめから子孫に至るまで、限りなく先生の福を授けてくださいませ」と。先生はそこ

十九世紀ベトナム家譜に見る風水思想 趙浩衍



三九三

でこの場所「すなわち「丁財」の穴」を取った。その地の昔の名は「稜海」であり、樹木が雑然として、まだ耕作されておらず、また墳墓もなかった。その「穴」の場所で樹木を斬伐すること数日にして、ようやく墳墓の方向を決めること「分針」ができた⁽²⁷⁾。

「文貴」と「丁財」という二つの穴を提示された陶氏は、自分は「文貴」のような高い願望はないと言ひ、後者を選んだ。『嗣徳本』では、これらについて端的に「其一一代進士、其一萬代富彊」と書いてあり、⁽²⁸⁾「文貴」が科擧に合格することを意味するものであったことが分かる。そして風水師は彼女の希望どおり、穴を探して墓の方位も決めた（分針）。その後、風水師は墳墓の方向を決めた方法とその内容を記した原稿を彼女に渡した。⁽²⁹⁾彼女の死後、遺族はその生墳（生前に作っておく墓）に彼女を葬って、「按語」によれば後には彼女の墳墓の前で風水師「顧翰林先生」に対しても毎年祭祀を行うことにした。⁽³⁰⁾

次に、挿話(ii)を取り上げたい。前節で見た通り、仲噲は近隣村落の風水師の陳先生に頼んで風水を見てもらったが、「陳」先生は喜んで仲噲の考えを称えて、仲噲に言うには、『いま先公（仲秀）の墳墓をこの土阜に安置してもよろしく、先孺人（譚氏）の墳墓を香火田に安置してもよろしいでしょう』⁽³¹⁾と話したため、そこに改葬した。そして明命七年（一八二六）に、上記の「仲秀」「先翁」の墳墓が災害に遇い、事態が落ち着いた後、新しく小さい木棺に改葬して墳墓を重修し、その墓の方位「山向」は「旧針」に従った⁽³²⁾と述べているが、「針」（方位）を定める行為は、挿話(i)以外に書かれていないため、「旧針」が挿話(i)の時風水師が行った「分針」のことであると推測される。その「穴」について仲噲は以下のように評価している。

先翁の墳墓の穴は、本当に我が村で第一の福に恵まれた場所である。我が家は最初は文学がいなかったが、今後は、過分に余沢を受け、しだいに詩書の恩沢を浴することができ、繁榮し盛大に至ることができぬなら、根本はきつとここにあるはずだ。⁽³³⁾

この評価は、仲秀が生前に段族初めての「生徒」であったことや、彼が子孫の教育に熱心であったことと対応していると推測される。また「按語」では以下のように論じている。

調べてみると『吾郷風水原有遺單』にいうには、「右青威社はその形勢が最も奇妙である。真つすぐなものは曲がったことを招き、瘦せたものは肥えたものを招いて、これが「貴穴」を作り、武を發するのは疑いない。……」と。思うに「黄蛇局」を指すものである。ただその穴がどの場所を指し示すのかだけが分からなかった。今見てみるに、府生翁（仲秀）の墳墓の一穴は、きつとこれこそこの処であり、我村風水の「黄蛇」局を主管する地であろう。その地形から推測すれば、ここは「文貴」の地であると思われ、つまり『遺單』の中で指すところの「武を發する」穴ではないだろう。⁽³⁴⁾

ここでいう『遺單』と挿話(i)の風水師顧翰林の原稿は、両方とも「直取其曲、瘦取其肥」などの字句を共有しており、また「黄蛇局」を「穴」と認識している点から同じ書物であると推測される。⁽³⁵⁾しかし『遺單』はこの地を「発武」の地と認識していたため、仲暄はその説を否定し、むしろ「文貴」の地であると判断した。このように十九世紀の風水判断は十八世紀の風水判断の一部を修正する形で論じられている。

要するに、六代祖陶氏に選ばれなかった「文貴」であったが、その地に十代祖の仲秀の墳墓を作り、「旧針」に依

拠して方向を決めたことにより、段族に挙業の繁栄をもたらしたのである。『段族譜』では風水記述は一過性のものではなく、ゾンホの歴史に対して一貫性が保たれている。すなわち挿話(i)と(ii)はそれぞれ富貴を得た十八世紀の段族と、挙人を出し始めた十九世紀の段族を正当化する風水記述であった。

第三節 家族制度の双系的性格と風水思想

前節までで述べた挿話(i)は、陶氏の姓を持つ婚入女性の墳墓が段族の繁栄に影響を与えたと認識する事例である。また挿話(ii)の『嗣徳本』には、次のような挿話が追加されている。挿話(ii)の「香火田」にはすでに「美行」という叔母の墳墓があつたが、ある人は彼女の墳墓を移して母親「譚孺人」の墳墓を作ればその恩徳が彼女までに及ぶため不孝にならないから、移すべきであると勧めた。しかし仲喲は「他人の奉安された所を自分の家の便宜を図るために奪うこともしてはいけない。まして我が家の叔母「先姑」は、また我家の女性祖先「先妣」でもあるからなおさ(36)らでできない」と断り、結局彼女の墳墓を移さず、母親の墳墓はその隣に建てた。即ち、女性祖先には「婚入女性」だけではなく男性祖先の「むすめ」(＝段氏一族の女性)も含まれていたのである。

実は、中国の華南地域にも挿話(i)と類似した構造を持つ風水記述が存在する。即ち、広東省宝安县の錦田鄧氏の『師儉堂家譜』には、第八世鄧自明の妻の趙氏が登場するが、彼女は有名な風水師から自分の墳墓の場所として、獅子の形の地形を提示され、頭部と尾部のどちらかを選ぶことになった。前者は子孫が高貴の身分となり、後者はある程度繁栄するが下級官吏に止まるという内容であった。彼女は後者を選んだ〔瀬川一九九六：一七八～一七九〕。婚

入女性の墳墓の与える恩徳が、宗族の歴史に影響を与えたと考えられる。

また、婚入女性やむすめの墳墓・位牌を作り祭ることは、中国においても不可能ではなかった。佐々木愛は、滋賀秀三が主張した中国家族制度の基礎となる「父子同気」（『中国家族法の原理』創文社、一九六七）は漢代からあったのではなく、実は宋代の朱子学の成立によってようやく祖先と子孫の感応を説明する原理になったと指摘し、また朱熹本人は父系による祭祀を強調したが母系親族や姻族の祭祀を否定しなかったと論じた（『佐々木二〇二〇』）。また『朱子家礼』や『家礼儀節』でも未婚女性を自家の墓に葬ることや、むすめの位牌を祠堂の中に置き祭ることも認めていたという（『佐々木二〇二〇・五五〜六三』）。

しかし朱子学が未婚女性の墳墓や位牌祭祀を否定しなかったとしても、中国の族譜において女性の記録が残るのは稀な現象である（『陳二〇一七・二九四』）。さらに戦前の華北地域慣習調査であれ宋代朱子学の考え方であれ、むすめの祭祀の基準となるのは婚姻の有無である。しかし段族は「無子」のむすめに対して責任を持って祭祀をすと言い、即ち「女子に墳墓と忌日の註をつけることは、子供がなかったために一族で祭祀して守るためである」と書いている⁽³⁷⁾。黎朝の法典『国朝刑律』の規定によれば、子供がなく配偶者が死んだ場合、その（結婚前から保有した）財産の一部が、祭祀を名目に元の宗族に戻る（第三七五条）【牧野一九八五】【유인선二〇一四・二二九】。実際『杜氏世譜』（漢喃研究院 A.138）には、結婚したむすめが死ぬ際、「国律に照らすと、子息がない場合、（その財産はむすめの）元の宗族に返す⁽³⁸⁾」と書かれている。この事例から『国朝刑律』が十八世紀末期まで通用されたことがわかる。さらに、ベトナム社会において親族意識は、母や妻、むすめを越えて母方親族や姻族にまで及ぶ。末成道男は、

ベトナムの家譜には母系祖先の忌日の記録が多く残っていることを指摘した「末成一九五五」。一方、十八世紀に普及していた『捷徑家礼』は、舅姑に対する夫の喪服を『大明律』に依拠して「緦麻」にしながらも、これについて「男女均分相続をしているベトナムでこれをそのまま適用することは人倫から外れることである」と批判している。これについて嶋尾稔は、「相続を始めとして妻（嫁入りした娘）と深い関係を有する」ためであると推測した（嶋尾二〇〇八a:二二五）。末成と嶋尾は墳墓については特に述べていないが、以下の事例から墳墓についても同様であったことがわかる。例えば、『段族譜』「附録外族」には外族祖先の忌日だけではなく墳墓の情報も収録されているが、この墳墓の情報は「（辛丑年（一八四二）の）冬十二月、（仲噲）翁は、甥の曙のために家屋を建て、また内外家の祖先の墳墓のために、それぞれ墓誌を建てたが、血脈に関わるもの全てについて、書き尽くさないものはなかった」とあるように、仲噲が墓誌を作る際に得られた情報に基づいていると推測される。その目録には、一八二四年に亡くなった仲噲の舅姑の忌日や墳墓の情報もある。即ち、妻（鄭氏）の父母が亡くなった時、彼らの長女（仲噲の妻の姉）は寡婦であり、舅と側室の間で生まれた庶出の長男（仲噲の妻弟）及び娘たちはまだ幼かった。そこで仲噲は、妻の父母の生存時には看病を行い、死亡後には喪事を執り行うなど、彼らに対し手厚く面倒をみた。これに対し村落の人々は、「優しい嫁は娘より良く、優しい婿は息子より良いという諺は信用できるものだ」と称えている⁽⁴¹⁾。

また挿話(四)で妹婿の阮有輩が仲噲の「穴」探しに協力していることも注目に値する。仲噲は、生前に風水的に良い土地を探しておいた。しかし当時、その土地の持ち主は、仲噲の墳墓を置くことを許さなかった。そのため仲噲は、仕方なく長男の仲暄にその土地の良さを絵に描いて教えたという。仲噲の死後、病気の療養のために故郷に戻っ

た仲暄は、風水師を雇い父親の墳墓を改葬するために努力する。

甲辰年（一八四四）の春、仲暄はようやく病気を押し、妹婿の阮有輦と、この区画に行き観察し地形を詳細に見分して、ますます理論にかなうことを悟り、そこでその事情をあまねく述べ、妹婿の阮有輦と相談した。⁽⁴²⁾

この事例から、仲暄が親弟や段族の族人ではなく、妹婿と調査したり相談したりしていることが分かる。もちろんこれらの事例をもって、外族が風水上の恩沢を得られると考えていたかどうかを判断することはできないが、近世ベトナム社会において婿が妻家の葬式や改葬に一定の役割を果たし、そのためその情報を家譜に載せ（ることができた）のである。忌日祭祀と関連して考えれば墳墓における恩徳を得られると理解したと推察される。

要するに、『国朝刑律』の夫婦別産制や男女均分相続の規定「牧野一九八五」、家礼類における外家との深い関係「嶋尾二〇〇七」のほか、外孫に婚姻のための財産を与える事例「上田二〇一九・八章」や、母系祖先に対する外孫奉祀の事例「宮沢二〇一六」からも見られるベトナム家族制度における双系的原理の伝統は、葬儀・改葬、そして風水思想にも現れていると言える。

おわりに

以上『段族譜』の風水記述を手掛かりに、そこから読み取れるベトナム風水思想とその背景にある近世ベトナム社会の特徴を分析した。第一に、風水師として「北人」の中国人が現れるが、徐々にベトナム人の風水師も登場し、村落社会に浸透していたことが分かる。儒教官僚である『段族譜』の著者もまた風水知識を身に着けており、彼が

後に中国ではなく自国の歴史に淵源を置く風水思想を駆使しようとした姿もうかがえる。第二に、『段族譜』において風水記述は一過性のものでなく、家譜全体を通じてそれぞれの時代の段族の来歴を正当化する役割を果たしていた。そのため、それぞれの挿話は風水理論上でもつながっている。第三に、ベトナム風水では、妻や娘のような女性祖先についても、その恩徳を得られるとされている。そして婿などは妻家の葬式や忌日祭祀ではなく、墳墓の改葬などにも関心を持っている。これらの事例は、家族制度における東南アジアの双系の原理を含む、ローカライズしたベトナム風水の性格を表すものであると評価できる。

ただ本稿は主に『段族譜』の風水に関わる挿話を中心に近世ベトナムの風水の一面を紹介することに留まった。しかし理論的な側面を考慮せずに、ベトナム風水の全貌を理解し、さらには東アジア諸国と比較することはできない。この点について本稿は敢えて立ち入らなかつたが、風水書と家譜における風水理論の分析は今後の課題としたい。

註

(1) 一九九〇年代初めまでの風水研究を集めた『風水論集』において、東アジアは日(とりわけ琉球)・中・韓に限定され、ベトナムについては論じられていなかった。「渡邊・三浦一九九四」。その後の状況も同様であり、例えば〇三三で「風水」を検索し「ベトナム」を冠するものを探した結果、「野中・佐藤二〇〇三」「篠原二〇一二」「鍋田二〇一五」を

確認したが、前者の二つは、フエの都市計画の観点と墳墓の編年のために風水に言及するのみにとどまる。ただ「鍋田二〇一五」は、ホイアンの「竈神」の位置・方位について風水の影響を考察している。これは渡邊の言葉を借りれば「陽宅風水」に属するもので、本稿で取り上げる「墓地風水」とは異なる「渡邊・三浦一九九四・二〇」。これら以外に、風水とその背景にあるベトナム社会・文化について

論じた研究はない。

(2) タイの歴史学者トンチャイ・ウイニツチャックン (Thongchai Winichakul) が『地図がつくったタイ (Stam Mapped)』(明石書店、二〇〇三) で提示した概念で、地図によって形成される空間概念・共同体意識を意味する。彼は地理学の所産である地図が国民国家の形成に果たした役割を上記の概念を通じて分析した。

(3) 父系親族集団の系譜には、族譜・宗譜など様々な名称があるが、ベトナムでは家譜の名称を持つものが圧倒的に多い。中国や韓国と異なりベトナムのゾンホは規模や世代深度が小さいため、このような名称が多く使われたと言われている[末成一九五・三]。

(4) Pham Thi Thuy Vinh は研究者によって提示する家譜の数が異なる理由について、「写本」が大多数を占めるベトナム家譜の史料的性格と史料整理の方法論が十分に確立されていない点を挙げた。Pham 自身が論文で挙げているリストも不十分である。

(5) 阮朝時代の行政単位では河内省応和府青威県左青威総右青威社周舎村。現在の地名は *Huyn Huu Thanh Oai* である。阮朝の地簿によれば、右青威社は黎舎村・大慈上村・大慈中村・周舎村からなっている。ところが周舎村は村独自の

亭を持つているが、右青威社全体の亭や郷約はない。[上田二〇一九・六章] の龍珠社の場合と同じく、行政単位の社 (*Xã*) と自然村を意味するラン (*lang*) が一体化されていなかったといえる。残りの三つの村は現在 *Huu Tu* 村 (*Huu Thanh Oai* の北隣に位置) を形成する。

(6) 『段族譜』四葉 a。「暄仰憑先蔭、忝預儒科、稽往跡以揭將來、弗敢諉非已責」

(7) 「甲」とは、村落内の地縁・血縁的祭祀共同体である。十八世紀北部ベトナムの村落は、「甲」のメンバーシップを父系血縁に限定することで、外部から移住してくるものを排除した[上田二〇一九・三六三〜三六七]。周舎村には、東上甲・東上稠甲・東高甲・中元甲の四つの甲があつて、段族は東上稠甲に属した。家譜の序文に「遂別成本郷四甲之一」と書いてあるように、段族が村の中で一つの甲を形成したことを誇示する箇所が幾つかある。そのため『嗣徳本』の題名は『東稠段族譜』である。

(8) ピエール・グルーによれば、フランス植民地期のベトナムの平均結婚(初婚)年齢は二十歳前後であり、その後女性は閉経まで子供を産む[グルー二〇一四・一六七〜一六八]。また『段族譜』の九代祖の仲秀には六人の子供がいたが、仲秀は一七五六年生まれで、一七七七年に長男を得

ているため、グルーの結論と一致していることがわかる。平均的にそれぞれの世代の間に三十年ぐらいの隔たりがある。

(9) フランス植民地時代に一高(サオ)は0.036ヘクタールであった(一畝≒十高、一高≒十五尺、一尺≒十寸)。一九三二年の *Economie agricole de l'Indochine* (『インドシナの農業経済』)によれば、バックニン省の土地所有者の七万三四五人のうち、五〇高以上を所有する人は八人に過ぎず、一マウ(畝)未満のものが四万八〇二人で圧倒的に多かった[グルー二〇一四・四〇九、注七、八]。古銭は六十文を一陌とし、使銭は三十六文を一陌とする。前者は収税、後者は給銭に用いられた[桜井一九八七・二一九]。

(10) 県丞は従八品の官職であり(『官制典例』)、該合は正八品に当たる鄭王府の下級官僚である(『黎朝詔令善政壹本』漢喃研究院A.257)。知事については不明であるが、知県や知府のような地方官僚の一種であると考えられる。本文で取り上げる段族の族人は宦官を除き、下級エリートに属する。

(11) 『段族譜』二二葉 a。「入錢買爵也」

(12) 「場」は、科挙における試験科目を意味する。ベトナムは四場制であり、一、四書五経、二、四六体の天子の命令

や上奏文、三、詩や賦、四、課題作文(策問)の四科目であった[嶋尾二〇〇一・一〇九]。『段族譜』二五葉 b に当時の郷試の試法について説明した後、「合格した者は大抵専ら自分の幸運に依るものであった(中選者大抵専靠福分)」と評価している。ベトナム学界では、『歴朝憲章類誌』巻二六「科目誌」の評価を引用し、十八世紀ベトナム社会における混乱の一事例として郷試の混乱を取り上げることが多かったが[Trung Huu Quynh 2017: 397]、視点を変えてみると、これは特定の階層に身分上昇の機会を与えていたと理解することもできる。その具体的な様子については紙面の都合上割愛するが、段族を含め十八世紀の郷試の混乱を下級エリート層がどのように理解し、活用したかについては別稿で論じたい。

(13) 『段族譜』三三葉 b。「時黎朝鄭王府、方信任中官、州里多以此途進身者、乃謀自闢、以求進用」

(14) 『東稠段族譜』二六葉 a。「以我凡庶之家、受賜于天地、如此已厚、所渴望者詩書之澤爾。汝曹有能肆力書燈、雖碎金作食、在我亦無所惜」

(15) この人物は黎朝において「幹侍内」であり、西山朝の時には「秘書署檢討」で「朝列下大夫伯爵」を授かったとされている。西山朝の官制については不明であるが、『官制

典例』によれば、黎朝時代に「朝列大夫」は従四品にあたる文班散官である。

(16) 郷試の前、地方ごとに開催される予備試験(考覈)に合格した人を意味する「嶋尾二〇〇八b・五六」。

(17) 他の周舎村の土地所有者を姓氏別に見ると、譚氏一七畝七高一尺、阮氏一六畝八高一二尺、鄭氏五畝三高、別の段氏六畝三高一一尺六寸、附耕Ⅱ村外人二六畝一高四尺である。

(18) 『東稠段族譜』二六葉b。「一日風雨薄暮、有北國風水師過吾村江岸、欲投宿而無館舍。正趨趨間適遇婆、婆請歸其家、飯之致恭。明日去報之以錢、婆辭不受。先生曰「我自北來。本不以風水爲人計、今觀婆寔好心人。當得福地、願求一吉兆爲報可乎」

(19) 「穴」は「龍」(山脈)の気が集まって地上に噴出する場所を意味する。

(20) 『段族譜』五四葉b。「中青威有高王黃福遺單之地、當在地田」

(21) 『段族譜』二六葉b～二七葉a。「翁墳之吉葬也、與甬人墳同日。……仲噲翁雖素不學風水、而頗能略知脈絡之行止、風氣之散聚。翁墳之土阜、原有家田夾近焉。仲噲服田作苦、嘗於焉休息、見得地形可愛、不覺神注。又是處香

火田、勢亦爽塏、素已留意。至是請風水師、本社大慈中村人、故黎隨號陳先生、就指此處踏看」

(22) 『段族譜』四四葉a。「先生因對其胞弟、故黎校生先生、略敘地形、頗爲獎道。校生先生曰、「地道開乎天道。該家前如此福蔭、自今如此衰替、盛衰之數、誰能先知。果如兄言、或者該亦好人、幸而先澤未墜、乃今得此福地。其易道否極泰來之謂乎」翁辭謝而歸」

(23) 例えば「いつも〔毎回〕地師を探し求めてあまねく本郷の風水を調べさせた(每求地師、遍尋本郷)〔五五葉a〕とか、「卜者は吉と兇を決断して大略を言うには、「この局は大地で……」(卜者斷辭略曰、「此局大地……」)〔五七葉b〕などがそれぞれである。

(24) 『段族譜』六六葉a。「喧自卜擇此地、徵諸地書、質諸地師」

(25) 『段族譜』三三二葉b。「今具全圖、姑且附錄以備考云」

(26) 当時の人々の風水に関する関心は家譜史料でよく現れる。例えば、『阮族家譜』(ベトナム国家図書館R17)の「發心福地讚」などがある。『多仕黃宗家譜』(漢喃研究院A.792)のように祖先の中に風水に詳しいもの(第三世公)があったとする場合もある(「少年幼于學、屢應試不第、公乃篤志于風水家之學」。さらに范廷琥(一七六八～一八三

九)は『雨中隨筆』の「地脈人物」で、阮忠彦や莫挺之、阮薦などベトナム歴史上の人物を取り上げた後、「山川英秀之氣、鍾爲人物、歴歴又可指也」と書いた。

(27) 『段族譜』一六葉b、一七葉a。「數日先生自野歸、謂婆曰、「今於本郷地面、擇得二穴、其一當發文貴、其一當發丁財、且亦帶貴、但不是文格。任婆自擇、請爲定針」。婆對曰、「村野婦人、豈敢賒望、所願有丁財而也。唯先生憐之、由老妾而子孫、受先生之福于無窮矣」。先生遂于此處取焉。其地古號梭梅、樹木叢雜、未有耕稼、亦無墳墓。那穴處、斬伐條木累日、纔可分針。」

(28) 『東稠段族譜』一六葉b。

(29) 『段族譜』一七葉a。「山向穴法、分付如此、先生因爲撰彙以授」

(30) 『段族譜』一七葉b。「風水先生之功、實亦不可忘也。……附請陶祖妣墳、風水師顧翰林先生配享、以昭厚道」

(31) 『段族譜』二七葉a。「先生欣然稱是、謂仲噲翁曰、「今宜奉安先公墳在此土阜、而先孺人墳、奉安在香火田可也。」仲噲翁應諾」

(32) 『段族譜』二七葉a。「先翁墳被患事平後、因改新小木棺、重修塋兆、其山向仍依舊針」

(33) 『段族譜』三一葉b。「自今觀之、二穴巒頭理氣、均得

合法、而先翁墳一穴、當是吾郷第一福地。我家初來未有文學、而今而後、叨蒙餘蔭、得以漸沐詩書之澤、以至於蕃衍盛大、根本其有茲乎」

(34) 『段族譜』三二葉b。「按吾郷風水原有遺單云、「右青威社、形勢最奇。直取其曲、瘦取其肥、此爲貴穴、發武不疑。……蓋指黃蛇局也。但不知穴指何處爾。以今觀之、先府生翁墳一穴、當是此處管局之地。而詳其格局、想是文貴之地、則非單中所指之穴也」

(35) 挿話(i)には「起自雄王、喝江分脈、一起一頓、節節分明、至青威縣右青威社周舍村、生黃蛇局。直取其曲、瘦取其肥……」(一七葉a)と記されている。

(36) 『東稠段族譜』四四葉b。「奪他人所安、爲自家方便、尙且不可。況吾先姑、亦猶吾先妣也」

(37) 『段族譜』一八葉b。「凡女子註墳忌、以其無子、全族祀守、故也」

(38) 『杜氏世譜』一二葉。「終甲寅年三月初十日西山朝光中九年、時年做三十六歲。照國律、無子息咱還宗人。親父福隆公爲之主行喪事、葬在都翁處。時姑祖別有私田四五畝」

(39) 『段族譜』七六葉a、七七葉b。

(40) 『段族譜』四八葉a、b。「冬十二月、翁爲長姪曙築室、又爲内外家先諸墳墓、各植墓誌、凡血脈所關、靡不悉備」

- (41) 『段族譜』四五葉 a。「妯賢勝於女、婿賢勝於男、謠言信矣」
〔42〕『段族譜』五五葉 a。「甲辰春、暄乃力疾、與婿弟阮有輩、往看這局、詳認地形、愈見合理、於是歷敘其事、與婿弟阮有輩商議」

参考文献目録（著者姓のアルファベット順）

- 陳捷先二〇一七『族譜學論集』三民書局股份有限公司。
ビエール・グルー（著）村野勉（訳）二〇一四『トンキン・デルタの農民——人文地理学的研究』丸善ブライネット（原著：P. Gourou, 1936, *Les paysans du delta tonkinois: étude de géographie humaine*, Paris)。
牧野巽一九八五「東亜米作民族における財産相続制の比較」『牧野巽著作集 第四卷』御茶の水書房：二二一～二二七頁。
松本信広一九六八『東亜民族文化論攷』誠文堂新光社。
宮沢千尋二〇一六「前近代ベトナム女性の財産権と祭祀財産相続——忌田を中心に」『アジア・アフリカ地域研究』一五〇—二〇八～二三三頁。
桃木至朗一九九八「近世北部ベトナムの風水と高駢の地理書」『百穀社通信』八：一〇四～一二二頁。
二〇一一『中世大越国家の成立と変容』大阪大学出版会。
Momoki Shiro. 2010. "Nation and Geo-Body in Early Modern Vietnam: A Preliminary Study through Sources of Geomancy", In *Southeast Asia in the Fifteenth Century: The China Factor*. Singapore: NUS Press, pp. 126-153.
鍋田尚子二〇一五「居住空間からみたベトナムのオンタオ（竈神）祭祀——ホイアンの事例報告」『比較民族研究』二九、二一七～二二八頁。
野中勝利・佐藤滋二〇〇三「ベトナム・フエの都市と風水」『都市計画』五二（四）：三三三～三六頁。
Pham Thi Thùy Vinh. 2019. 「Tông quan về văn bản gia phả Hán Nôm Việt Nam: từ kho sách nhà nước đến lưu trữ trong dân gian (ベトナムの漢喃家譜現況の研究：国立の資料館所蔵本から個人所蔵本まで)」『한글계보연구』(韓国系譜研究) 九：三三三～二五七頁。
桜井由躬雄一九八七『ベトナム村落の形成——村落共有田Ⅱ コンディエン制の史的展開』創文社。
佐々木愛二〇二〇「父子同気」概念の成立時期について——「中国家族法の原理」再考』『東洋史研究』七九（一）：三五～七四頁。
瀬川昌久一九九六『族譜——華南漢族の宗族・風水・移住

十九世紀ベトナム家譜に見る風水思想

趙浩衍

四〇五

——『風響社』。

渋谷鎮明二〇〇五「朝鮮時代の地誌・地理書にあらわれる風水用語とその概念」『歴史地理学』四七(一)：六四〜七九頁。

滋賀秀三一九六七『中国家族法の原理』創文社。

嶋尾 稔二〇〇一「ベトナム村落と知識人」小島毅・伊原弘(編)『知識人の諸相——中国宋代を基点として』勉誠出版。

——二〇〇七「寿梅家礼」に関する基礎的考察(二)『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』三八：一二三〜一四三頁。

——二〇〇八 a 「寿梅家礼」に関する基礎的考察(三)『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』三九：二一五〜二三一頁。

——二〇〇八 b 「ベトナムの伝統的私塾に関する研究のための予備的報告」『東アジア文化交渉研究』別冊二：五三〜六六頁。

篠原啓方二〇一二「フエの古墓の特徴と編年について」『周縁の文化交渉学シリーズ』七：五一〜五三〇頁。

末成道男一九九五「ベトナムの「家譜」」『東洋文化研究所紀要』一二七：一〜四二頁。

チン・カックマイン、グエン・クオックカイン(著) 佐野愛

子(訳)二〇二〇「漢喃研究院に所蔵されるベトナム漢喃堪輿(風水)資料の紹介」『前近代東アジアにおける(術数文化)』勉誠出版：一六八〜一九一頁。

Truong Hieu Quỳnh (chủ biên), 2017. *Đại cương Lịch sử Việt Nam. Tập 1: Từ thời nguyên thủy đến năm 1858* (ベトナム歴史の大要 一集：原始時代から一八五八まで), Nhà xuất bản Giáo dục Việt Nam (ベトナム教育出版社)。

上田新也二〇一九『近世ベトナムの政治と社会』大阪大学出版会。

渡邊欣雄・三浦國雄(編)一九九四『風水論集(環中国海の民俗と文化4)』凱風社。

유인선二〇一四『근세 베트남의 법과 가족(近世ベトナムの法と家族)』위더스북。

——二〇一八『베트남의 역사(ベトナムの歴史)』이산。

〔付記〕本研究は JSPS 科研費(特別研究員奨励費) 20J22352の助成を受けたものである。

(大阪大学大学院文学研究科博士後期課程・

日本学術振興会特別研究員)

ited foreign trade along the northwestern border, resulting in the greater part of both maritime and inland foreign commerce being subsumed under the tribute trade system.

Vietnamese Genealogy as an Informed Source on Fengshui Discourse
during the 19th Century: Records of the Doan Family of
Huu Thanh Oai near Hanoi

JO Ho-yeon

This article attempts to show that the social and political characteristics of Vietnamese fengshui 風水 are truly informed by genealogical sources, which were written by same Confucian scholars as the theoretical texts of fengshui for promoting their ancestors to gain their favor, thus reflecting socio-political reality.

The Doan Family (Đoàn tộc 段族) from Huu Thanh Oai 右清威 commune, which differs from the widely researched aristocratic elite founders of state politics and rural communities, in that its influence stemmed from its relationship to the Court of Trinh Lords (Trinh vương phủ 鄭王府) during the 18th century and became the first elite to establish itself through the 19th century state examination system. The Doan family's genealogy, *Đoàn tộc phả* 段族譜, was written by a member who had passed the local examination; and for that reason contains no reference to imperial edicts (letters of appointment) or legends regarding the family as pioneering actors in state or village origins. Instead, the Doan family genealogy is designed to strengthen family bonds through fengshui practices, the rich description of which traces the appearance of fengshui in Vietnam at that time.

Đoàn tộc phả informs us of three characteristic features of early modern Vietnamese fengshui, the first of which is that while the original fengshui masters were Chinese “Northern people” (*bắc nhân* 北人), native Vietnamese

fengshui masters gradually appeared, indicating the penetration of fengshui into rural society. It is clear that the work's author, a Confucian scholar-bureaucrat with a rich knowledge of fengshui, desired to use fengshui ideas rooted in his country's history, not in China's.

Secondly, each fengshui episode in *Đoàn tộc phả* is connected to fengshui theory in order to legitimate the history of the Doan family in each era. And finally, Vietnamese fengshui purports that family descendants can gain favor from matrilineal ancestors. Sons-in-law in fact become interested not only in the funeral and memorial services of their wives' families, but also in the relocation of their mausolea, which shows incorporation of the Southeast Asian custom of bilateral descent in fengshui practices.